

4. 札幌保健医療大学大学院履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、札幌保健医療大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、授業科目（以下、科目という。）の履修方法及び単位修得の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(教育課程)

第2条 教育課程表は別表1のとおりとする。

(授業方法)

第3条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技により行う。

2 前項の授業を、オンラインを活用した遠隔授業等、多様なメディアを高度に活用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法)

第4条 学生は、専攻を構成する領域の授業科目及び共通科目について、別表1の修了要件に定める単位数を修得しなければならない。

2 学生は履修しようとする科目を、所定の期日までに授業科目履修届（別記様式第1号）により研究科長に届出なければならない。

(既修得単位の認定)

第5条 入学前に本学若しくは他の大学の大学院において履修し修得した単位を、本学で修得したものと認定を希望する者は、所定の期日までに、既修得単位認定申請書（別記様式第2号）により研究科長に申請しなければならない。

2 研究科長は、前項に定める既修得単位認定申請書を受理したときは、研究科委員会の議を経て、10単位を限度としてこれを認定する。

(単位修得の認定)

第6条 単位修得の認定は、試験又は研究報告等により授業科目の担当教員が行う。

2 前項のうち特別研究の単位修得の単位認定は、必要な研究指導を受けた上で学位論文を作成し、学位論文の審査結果に基づき、指導教員が行うものとする。

(成績及び評価基準)

第7条 単位は、大学院学則第28条に基づいて認定され、その成績標語は「秀(S)・優(A)・良(B)・可(C)・不可(D)」の5種をもって表示するものとする。

(成績の報告)

第8条 授業科目の担当教員は、学生の成績を評定し、前期にあつては9月末日までに、後期にあつては2月末日までに、科目成績評価表（別記様式第3号）により研究科長に報告しなければならない。

(研究計画書の提出)

第9条 学生は、学位論文の作成に関して研究計画書を作成し、所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(学位論文及び最終試験)

第10条 学位論文の提出及び審査並びに最終試験については、札幌保健医療大学学位規程の定めるところによる。

(補則)

第11条 この規程に定めるほか、履修に関して必要な事項は、研究科委員会を経て学長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会を経て学長が行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

（略）

別記様式第1号（第4条関係）、第2号（第5条関係）、第3号（第8条関係）

（略）